

各都道府県財政担当課
各都道府市区町村担当課
各指定都市財政担当課

御中

総務省自治財政局公営企業課

第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況等について

第三セクター等の抜本的改革については、「第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について」（平成24年7月31日付け当課事務連絡）により、自己チェックリストを送付し、抜本的改革取組状況や地方公共団体が財政負担を負うリスク（財政的リスク）等に関する検証を行っていただきましたが、その全国的な状況については資料1の通りです。

あわせて、この結果を踏まえた今後の取組みに関する留意事項を下記の通り整理しましたので、各地方公共団体におかれましては、これらを踏まえて、先送りすることなく抜本的改革に取り組んでいただくようお願いいたします。中でも、財政的リスクの大きい第三セクター等を有する地方公共団体におかれましては、集中的な改革期間の終期である平成25年度末を念頭において、重点的な取組みを進めていただくようお願いいたします。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれましては、管内市区町村に対してもこの旨を周知されるとともに、適切な状況把握、助言を行っていただくようお願いいたします。

記

1 抜本的改革の取組状況と求められる対応

① 抜本的改革実施（実施予定）としている第三セクター等

検討の結果抜本的改革を実施することとしている第三セクター等については、速やかに改革を実施することが必要です。

② 存続方針で財政的リスクへの対応が可能としている第三セクター等

検討の結果存続することとしており、地方公共団体が当該第三セクター等に係る財政的リスクについて対応可能な第三セクター等については、「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月23日付け、総財公第95号）等も踏まえ、不断の経営改革を行うとともに、継続的に経営状況や財政的リスクを検証し、議会等への説明（「3 議会への説明等」を参照）と合わせて、適切な指導監督等を行っていく必要があります。

③ 存続方針で財政的リスク対応困難又は財政的リスク不明としている第三セクター等

検討の結果存続することとしているが、地方公共団体が当該第三セクター等の財政的リスクへの十分な対応が困難である、又は財政的リスクを未検証としている第三セクター等については、速やかに再検討や財政的リスクの検証を行う必要があります。

最終的に財政的リスクに対応困難でも存続させる場合は、財政的リスクの実態や存続方針の判断根拠、今後の財政的リスクの管理方針等を十分に議会・住民に説明することが適当です。

④ 方針未定（検討中・未着手等）の第三セクター等

検討中、又は検討未着手の第三セクター等については、平成25年度末までに抜本的改革を実施できるように、速やかに検討を進めることが必要です。特に、検討中ではあるが結論を出す時期が平成25年度後半以降又は未定としている第三セクター等や、抜本的改革の必要性を認識しながら検討未着手の第三セクター等については、第三セクター等改革推進債の活用可能性を早急に検討し、必要に応じてスケジュールの見直しを行うことが必要です。

また、抜本的改革は不要と認める第三セクター等についても、必ず一度は財政的リスクを検証するとともに、経営手法・体制等の改革について検討を行うことが望まれます。

※ ①③④の第三セクター等について、検討の結果、存続することとしたものについては、②の第三セクター等と同様、継続的に適切な指導監督等を行っていく必要があります。

2 地方公共団体にとっての財政的リスク等の把握

- (1) 第三セクター等に係る地方公共団体の財政的リスクの大きさをわかりやすく認識できるよう、資料2を作成しました。自己チェックリストとともに、第三セクター等に係る財政的リスクの検証に活用するほか、議会・住民が財政的リスクをチェックする材料等として御活用ください。
- (2) 資料2における財政的リスクの金額とその標準財政規模に対する比率は、第三セクター等が破たんした場合に当該地方公共団体の実質赤字及び実質赤字比率の要素になる可能性のある比率として御認識ください。
- (3) 抜本的改革の検討に当たっては、一次的には同資料「2. 当該年度に財源を要する財政的リスク」によって財政的リスクの大きさを判断することが適当です。その上で、各地方公共団体において、将来的な赤字見込額や金利の負担見込額等に工夫をしつつ、同資料「4. 将来的なリスクを見込んだ財政的リスク」を試算し、将来的な財政的リスクも考慮することが望まれます。
- (4) 平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的改革に取り組むことが必要ですが、一の第三セクター等で「2. 当該年度に財源を要する財政的リスク」が実質赤字比率の早期健全化基準の水準以上となる第三セクター等については、財政的リスクが特に大きい第三セクター等であることを認識し、重点的に取組みを進める必要があります。

- (5) (4)に該当する第三セクター等以外のものであっても、
- ① 複数の第三セクター等の「2. 当該年度に財源を要する財政的リスク」の合計が早期健全化基準の水準以上となるもの
 - ② 当該地方公共団体の財政状況、当該第三セクター等の経営状況等を総合的に勘案して、財政的リスクが特に大きい第三セクター等と判断されるもの
- については、(4)に準じた重点的な取組みを進める必要があります。

3 議会への説明等

- (1) 第三セクター等のあり方について地方公共団体としての自己決定・自己責任を全うできるようにするためには、議会において、第三セクター等の経営状況や財政的リスクを認識のうえ、そのあり方や改革方策について十分な議論が行われ、適切な判断がなされる必要があります。
- (2) このため、できる限り早く、第三セクター等の経営状況や財政的リスクに加え、第三セクター等の抜本的改革への取組状況・対応方針（特段の改革を行わない場合も含む。）を、わかりやすく説明することが求められます。
- (3) 住民に対しても同様に、第三セクター等の経営状況や財政的リスク、対応方針をわかりやすく説明することが必要です。
- (4) なお、第三セクター等に対する継続的なチェックに資するため、法令に基づく報告、監査等に加え、健全化判断比率等の公表に際し、「財政状況資料集」における「地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況」、「将来負担比率の内訳」を活用するなどして、法人別を含む第三セクター等の経営状況、財政的リスクの状況を積極的に説明していくことが望まれます。なお、「財政状況資料集」における第三セクター等に係る情報の認識方法については、資料3を参考にしてください。

4 その他

- (1) 第三セクター等の抜本的改革を進めるに当たり、疑問や相談がある場合には、総務省第三セクター等改革相談窓口積極的に連絡していただきますようお願いいたします。
- (2) 総務省ホームページ（下記アドレス）において、第三セクター等の抜本的改革に係るQ&Aや事例紹介等、抜本的改革に係る情報提供を行っていますので、参考として御活用ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html

担当：総務省自治財政局公営企業課出資法人係
（第三セクター等改革相談窓口）
廣瀬課長補佐・篠崎係長・小幡（こはた）
TEL 03-5253-5635（直通）
FAX 03-5253-5636

第三セクター等の抜本的改革の取組状況等

財政的支援を行っている2,071法人

(H24.7.31現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況に関する自己チェックリスト」より)

| 現状 | 計 | 財政リスク等を含 めて議会等に説明 済み | 現状を議会等に説 明済み（財政リス クは説明せず） | 議会等に対して特 段の説明を行わず | その他 |
|--------------------------------|--------|----------------------------|---------------------------------|----------------------|-----|
| | | | | | |
| ①抜本的改革実施（実施予 定） | 280 | 138 | 108 | 32 | 2 |
| | 13.5% | | | | |
| ②存続方針（財政的リスク対 応可能） | 707 | 178 | 436 | 90 | 3 |
| | 34.1% | | | | |
| ③存続方針（財政的リスク対 応困難・財政的リスク不明） | 68 | 1 | 53 | 13 | 1 |
| | 3.3% | | | | |
| ④方針未定（検討中・未着手 等） | 1,016 | 45 | 666 | 297 | 8 |
| | 49.1% | | | | |
| 計 | 2,071 | 362 | 1,263 | 432 | 14 |
| | 100.0% | | | | |

※ 「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付（長期・短期）、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。